



白神ねぎのん ©能代市

氏が変更になった方へ

問い合わせ 市民保険課☎0185-89-2133

マイナンバー：「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「マイナンバー記載の住民票・記載事項証明書」

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
国民年金に加入されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
国民年金1号（自分で年金を支払っている、または免除を受けている）の方は、年金手帳に変更後の氏名と変更年月日を記入してください。			
厚生年金や共済年金加入中の方はお勤め先、国民年金第3号被保険者（2号被保険者に扶養されている配偶者の方）は、配偶者のお勤め先にお尋ねください。			
年金を受給されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
国民年金・厚生年金をお受け取りの方は、総合窓口⑩～⑫番で手続きが必要な場合がありますのでお尋ねください。	☐ 基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、年金証書など）またはマイナンバー（本人）		
※共済年金等をお受け取りの方は、それぞれの団体へお尋ねください。			
国民健康保険に加入されている方	市民保険課 国民健康保険係(本庁1階) ☎0185-89-2166		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。	☐ マイナンバー（本人・世帯主） ☐ 変更前の資格確認書等		
国保から他の健康保険に変わる方は、総合窓口⑩～⑫番で資格喪失の手続きをしてください。	☐ 今までの資格確認書等 ☐ 新しい資格確認書等 ☐ マイナンバー(本人)		
他の健康保険から国保に変わる方は、総合窓口⑩～⑫番で資格取得の手続きをしてください。	☐ 資格喪失証明書 ☐ マイナンバー（本人）		
他の健康保険の方は、お勤め先にお尋ねください。			
後期高齢者医療制度に加入されている方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 （本庁1階） ☎0185-89-2159		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。（資格確認書等は郵送します。）	☐ 資格確認書等 ☐ マイナンバー（被保険者）		
介護保険被保険者証をお持ちの方	長寿いきがい課 介護保険係(本庁1階) ☎0185-89-2157		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。（被保険者証は郵送します。）			
福祉医療費受給者証(マル福カード)をお持ちの方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 （本庁1階） ☎0185-89-2159		
・能代市の国保加入者→総合窓口⑩～⑫番で手続き ・社会保険加入者→市民保険課①～④番で手続き ※健康保険が変更となる場合、受給者の資格確認書等（新しい氏のもの）が発行されてから、後日手続きをしてください。 申請期限：令和 年 月 日（ ）まで ※上記以降も手続きは可能ですが、手続きが遅れる場合は事前にご連絡ください。	☐ マル福カード ☐ 受給者の資格確認書等		

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
印鑑登録されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
変更前の氏を含む印鑑を登録している方は、登録が廃止されます。印鑑登録証を総合窓口⑩～⑫番へ返却してください。	☐ 印鑑登録証		
マイナンバーカード(個人番号カード)、住基カードをお持ちの方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。各種カードに新住所等の記録・記載を行います。	☐ 所有している各種カード ☐ 委任状（代理人が手続きする場合）		
【マイナポータルで公金受取口座を登録されている方】 金融機関で口座名義の変更をしていただいた後に、マイナポータルでの手続きをしてください。 マイナポータル手続き方法→  マイナポータルログイン→ 			
あきた結婚応援パスポート	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らす」 (イオンタウン能代) ☎0185-74-6767		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。			
身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑪～⑫番で手続きをしてください。	☐ 各種手帳、自立支援医療受給者証 ☐ マイナンバー		
障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑪～⑫番で手続きをしてください。	☐ 障害福祉サービス受給者証 ☐ 障害児通所受給者証		
特別児童扶養手当を受給されている方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
手続きが必要な場合がありますので、福祉課⑪～⑫番でご確認ください。			
児童手当を受給されている方	子育て支援課 子ども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
子育て支援課で手続きをしてください。 ※児童手当は、原則として父母等の所得が高い方が受給者になります。 ※受給者の変更手続きの場合、婚姻日または養子縁組をした日の翌日から15日以内に手続きをしてください。	☐ 請求者の資格確認書等(市国保の方は不要) ※3歳未満の児童がいる場合のみ必要 ☐ 請求者の通帳またはキャッシュカード ☐ マイナンバー（請求者と配偶者） ☐ （代理申請の場合）委任状 【引き続き受給する場合】 ☐ マイナンバー（配偶者）		
児童扶養手当を受給されている方	子育て支援課 児童家庭福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2947		
子育て支援課で手続きをしてください。 ※支給停止になっている場合を含みます。	※状況によって必要なものが異なります。詳しくはお問合せください		

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当	済
	必要なもの	✓	✓
能代市すまいる♡めんchoco定期便を利用されている方	子育て支援課 子育て世代包括支援センター めんchocoてらす(本庁2階)☎0185-89-2948		
0歳児の子どもがいる方で、能代市すまいる♡めんchoco定期便を利用されている方は、子育て支援課で手続きをしてください。			
結婚祝い金	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らす」 (イオンタウン能代) ☎0185-74-6767		
婚姻した夫婦1組当たり5万円を支給します。能代市移住定住相談窓口（イオンタウン能代内、総合政策課）または二ツ井地域局で手続きをしてください。 【支給要件】 ・婚姻日に夫婦いずれか一方の年齢が49歳未満であること ・申請日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること ・夫婦双方が2年以上能代市内に居住する意思があること ・夫婦双方、またはいずれか一方が過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと ・市税等に滞納がないこと [年齢・所得要件に該当すると、結婚新生活支援事業補助金（最大30万円または60万円）も申請できる場合があります。]	☐ 戸籍謄本 ☐ 請求者名義の通帳 ※婚姻の日から起算して6ヶ月以内に申請してください。		
結婚新生活支援事業補助金	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らす」 (イオンタウン能代) ☎0185-74-6767		
婚姻日の満年齢が39歳以下のご夫婦に、引越し費用や住居に関する費用（最大30万円または60万円）を助成しています（所得要件あり）能代市移住定住相談窓口（イオンタウン能代内または総合政策課）でご相談ください。			
小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	学校教育課 学校教育係 (二ツ井町庁舎2階)☎0185-73-5281		
保護者が変更になる場合や氏が変わる場合は、学校教育課まで連絡してください。			
犬を飼育されている方	環境衛生課 環境衛生係(本庁2階) ☎0185-89-2174		
変更届が必要です。環境衛生課で手続きをしてください。 所有者が変更した場合も環境衛生課にて手続きをしてください。			
水道を使用されている方	水道課 水道管理係(本庁2階) ☎0185-52-5221		
水道課で手続きをしてください。			
浄化槽を使用されている方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) ☎0185-89-2202		
下水道課または二ツ井地域局建設課で名義変更等の手続きをしてください。			
農業集落排水施設を使用されている方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) ☎0185-89-2202		
下水道課で名義変更等の手続きをしてください。			

MEMO